

いすみ市観光パンフレット制作業務

事業者選定基準

令和6年12月

いすみ市

— 目次 —

第 1	総則	1
第 2	事業者選定の概要	1
1.	事業者選定の手順	1
2.	審査の方法	2
3.	審査の体制	2
第 3	一次審査（資格審査）	2
第 4	二次審査（提案審査）	2
1.	提案価格の適格審査.....	2
2.	提案書類等の審査	2
3.	価格評価点の算出方法	3
第 5	最優秀提案の選定	4
第 6	最優先提案者の決定.....	4

第1 総則

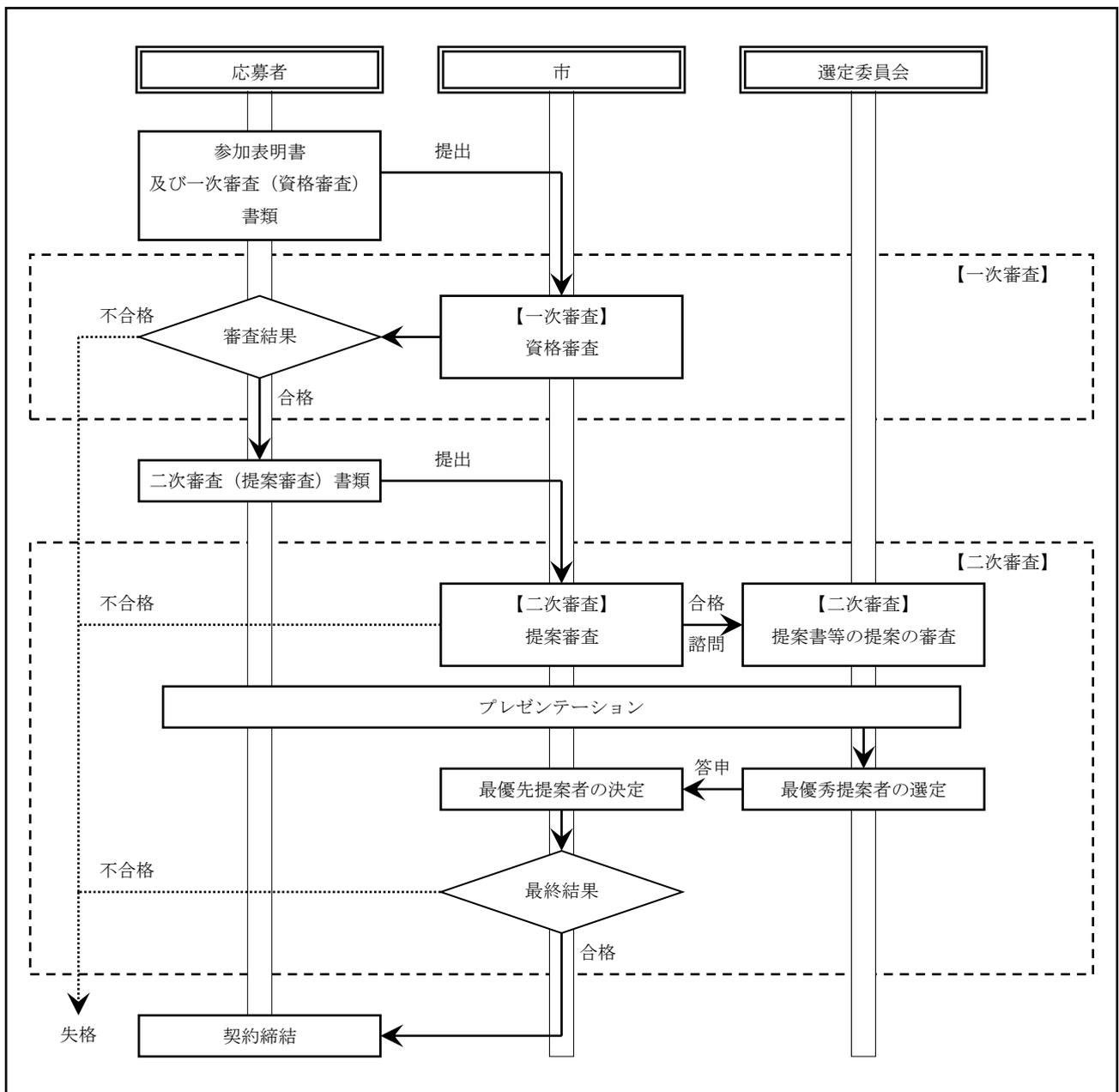
本事業者選定基準（以下「本書」という。）は、いすみ市（以下「本市」という。）がいすみ市観光パンフレット制作業務（以下「本業務」という。）の民間事業者の募集及び選定に当たり、応募しようとする者に交付する実施要領と一体のものである。

また、本書は、事業者の選定にあたって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定するための方法、基準等を示すものである。

第2 事業者選定の概要

1. 事業者選定の手順

事業者選定にあたっての手順は、次のとおりとする。



2. 審査の方法

事業者選定に当たって、二段階の審査により実施し、一次審査として資格審査を、二次審査として提案審査を行う。なお、応募者が1者の場合も、資格審査及び提案審査（プレゼンテーションを含む）を行うものとする。

3. 審査の体制

審査に当たっては、一次審査をいすみ市入札参加資格審査会、二次審査を本市が設置した「いすみ市観光パンフレット制作業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

第3 一次審査（資格審査）

応募者が備えるべき参加資格の要件（実施要領に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査をいすみ市入札参加資格審査会にて行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。

第4 二次審査（提案審査）

事業者選定基準に関する審議並びに応募者より提出された提案書類の審査を選定委員会にて行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

1. 提案価格の適格審査

提案書に記載された提案価格が、提案金額の上限価格の範囲内であることを確認する。上限価格を超える場合は、失格とする。

2. 提案書類等の審査

「表1 評価項目と配点」に示す評価項目、審査の視点及び配点に従い、応募者の提案書及びプレゼンテーションの内容について評価し、得点化する。

なお、得点化に際しては、「表2 各審査項目の得点化基準」に示す得点化基準により、得点を付与する。但し、選定委員による製品評価点の平均が60点未満の場合、選定の対象としない。

表1 評価項目と配点

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点		様式
製品 評価	業務遂行 能力	業務の実施体制	本業務の実施体制として、業務を遂行するうえで十分な体制が整っているか	10	20	7-2
		業務実績	過去の実績が十分であるか	10		7-3
	企画提案	コンセプト	全体のコンセプトや構成は、本市の魅力が十分伝わるものとなっているか	15	30	7-4
			市内での周遊性や滞在時間の延長、再来訪が期待できるか	15		7-5
		デザイン能力	来訪者（本市を知らない人）が理解しやすく、いすみ市に共感を得られるような効果的な紙面（技術的な表現）を構成できるか	15	50	7-6
			来訪者が思わず読んでみたくなる（ニーズに応えられる）要素が盛り込まれているか	15		7-7
	デジタル技術を応用した構成や処理が含まれているか	10	7-8			
	写真やイラスト、キャッチコピー等の表現に関する工夫が効果的であるか（バリエーションが豊富にあるか）	10	7-9			

表2 各審査項目の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	提案が具体的で優れている	配点×1.00
B	提案が具体的で優れている	配点×0.75
C	提案が具体的ではあるが標準的である	配点×0.50
D	提案が具体的ではあるが標準を下回る	配点×0.25
E	提案が具体的ではない	配点×0.00

3. 価格評価点の算出方法

提案価格は、次の方法により得点化し、価格評価点とする。

- (1) 価格評価点は30点満点とする。
- (2) 下式により、提案者のうちの最低提案価格の提案者の提案価格に対する割合を用いて価格評価点として算出する。有効桁数は小数第二位、小数第三位は四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = \{ (\text{提案者のうちの最低提案価格}) / (\text{提案者の提案価格}) \} \times 30 \text{点}$$

第5 最優秀提案の選定

選定委員会は、「第4 2.提案書類等の審査」の規定に従い、算出した得点の合計得点が最も高い提案をした事業者を最優秀提案者と次に高い提案をした優秀提案者を選定し、本市に答申する。

第6 最優先提案者の決定

本市は、上記審査の結果により選定された最優秀提案者及び優秀提案者を決定し、最優秀提案者を契約の優先交渉権者として決定する。但し、最優秀提案者が契約を締結しない場合は、本市は次点提案を行った優秀提案者と契約の交渉及び締結の手続きを行う。

提出された提案書等の書類を審査した結果、いずれの提案も「資料1 いすみ市観光パンフレット制作業務発注仕様書」で示した仕様等を満たしていないと判断した場合は、優先交渉権者の決定を行わない場合がある。